

桑野社労士 & FP事務所だより

平成 27 年 12 月 10 日

第 69 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

中小規模事業者のマイナンバー対応

通知カードが届いたら、個人番号カードの申請を

マイナンバーと通知カード

皆さんのお宅にも、そろそろ下記のような「通知カード」が届き始めたと思います。

この「通知カード」には、①個人番号、②氏名、③住所、④生年月日、⑤性別が、記載されています。これらの内容に誤りや引っ越しによる変更がある場合には、お住まいの市町村に連絡する必要があります。



個人番号カードの申請を

個人番号カードを申請すると、次のようなメリットがあります。

1. マイナンバーを証明する書類になる
2. 本人確認の身分証明書として使える
3. 各種手続のオンライン申請や取引ができる
4. コンビニ等で各種証明書が取得できる
 - ① 住民票の写し
 - ② 印鑑登録証明書
 - ③ 住民票記載事項証明書
 - ④ 各種税証明書
 - ⑤ 戸籍証明書
 - ⑥ 戸籍の附表の写し
5. 今後も利用範囲が広がります

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

申請日 2015年10月31日

申請者氏名 (自署)

番号 花子 印

●以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要

※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係
	代理人氏名 (自署)	印	
	代理人住所	〒 -	(電話番号:)

顔写真貼付欄

サイズ

(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・最近6ヶ月以内に撮影
- ・正面、無帽、無背景のもの
- ・裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

個人番号カードの申請は、「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」の次の欄に、それぞれの内容を記載し、申請します。

1. 表面の「電話番号」欄
2. 裏面の「申請日」
3. 申請者氏名欄に、署名または記名押印
4. 顔写真 (4.5cm×3.5cm) を貼る

すると、来年1月以降に、市町村役場時から「交付通知書」(はがき)が届きます。そして、この「交付通知書」と、通知カード、免許証などの本人確認書類を持って、指定の交付場所に個人番号カードを取りに行きます。このとき、暗証番号として①英数字6文字以上12文字以下、②数字4ケタの、2種類が必要です。考えておきましょう。

(裏面へ)

労働裁判判決事例 7

市進事件(東京地方裁判所、H27.6.30 判決)

20年以上契約を更新してきた学習塾講師の雇止め

【事件のあらまし】

原告Sは、平成4年9月にI社に嘱託専任講師として採用され、試用期間を経て本採用になり、平成5年から平成24年までの間、毎年3月1日付でいずれも期間を1年とする雇用契約を締結した。原告Tは、平成4年5月にI者と雇用契約を締結した後、同じく平成5年から平成24年までの間、毎年3月1日付でいずれも期間を1年とする雇用契約を締結した。

I社は、専任の就業規則を改めて、「専任が、満年齢50歳を超えた場合には、原則として翌年度の契約更新は行わない」という契約更新の上限を設ける制度(50歳不更新制度)を導入することとし、平成14年11月13日に説明会を開催し、専任について50歳を就労の終期とし、51歳に達した日の属する年度末以降の更新を行わないと、説明した。そして、平成25年2月28日を持ってSとの間の雇用契約を期間満了により、雇止めする旨の意思を表示した。

一方、Sに対しても、同日を持って雇用契約を期間満了により、雇止めをする旨の意思を表明した。その理由は、「①生徒から授業が分かりにくい、質問がしにくいとの声が多いこと、②保護者との個別進学相談後に指導に対する苦情や、担当を替えてほしいというクレームがあったこと」などと、説明をしている。

【裁判所の判断】

期間の定めのある雇用契約であっても、雇用の継続に対する労働者の期待に合理性がある場合には、解雇権乱用法理が適用され、解雇であれば解雇権濫用、信義則違反又は不当労働行為等に該当する。そして、解雇権濫用とされるような事実関係のもとに使用者が新契約を締結しようとしなかったときは、期間満了後における使用者と労働者との間の法律関係は、従前の雇用契約が更新されたのと同様になると解するのが、相当である(日立メディコ事件、最高裁一小、S61.12.4 判決)。

Sは、平成4年に専任として採用されてから雇用契約を20回更新し、20年以上の長きにわたって専任として



勤務している。その業務内容は、I社の主力商品と位置付けられる集団指導形態のクラス授業を受け持つという、重要な点で継続性がある。一方、更新手続は特に厳格でなかったとみられるから、Sが契約期間満了後も雇用の継続を期待することには合理性があったと認める。

以上の検討により、Sの雇用継続に対する期待には合理性があるので、解雇権乱用法理が適用され、SとI社との法律関係は、従前の雇用契約が更新されたものと同様になる。一方、I社は様々な事情を挙げて、Tの雇止めには合理性がある旨を主張するが、いずれも合理性を認めるには不十分である。Tの雇用継続に対する期待は合理性があるので、解雇権濫用が適用され、TとI社との法律関係は、従前の雇用契約が更新されたものと同様になると解される。

(次号に続く)

事務所からひとこと



11月15日(日)は坂本龍馬の誕生日であり命日で、霊山歴史館に龍馬祭記念講演会「龍馬と久坂玄瑞」を、聞きに行った。講演が始まる前に、墨で坂本龍馬を描くパフォーマンスがあった。初めは何を書いているのかわからなかったが、20分後に見事な龍馬ができあがった。

講演の後、木村副館長と島原の司太夫の対談。司太夫は、祇園芸妓のあと島原の輪違屋にスカウトされ、太夫となった人。幕末の尊王志士や幕臣との関わりなどに詳しく、現在は「末廣屋」の女将。島原は、新撰組の屯所があった壬生寺も近くにあり、幕府側の人間が数多くきていた。しかし、戊辰戦争で幕府軍が敗れ、次第に寂れて行ったことを話してくれ、5分ほど舞を舞ってくれた。因みに、芸を売るのが太夫で、性を売るのが花魁だそうだ。

またこの日は、龍馬祭ということで、高知県人会などが出店をし、護国神社の裏山で行われた坂本龍馬と中岡慎太郎の墓前祭にも多くの人々が参加していた。幕末の志士達の生きざまを想い、半日を過ごした日だった。